

えびの高原キャンプ村指定管理候補者の選定について

えびの市観光商工課

令和6年10月10日の指定管理候補者選定委員会で、選定基準に基づいて審査を行い、以下のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

名 称	えびの高原キャンプ村
所在地	えびの市大字末永1470番地
施設の設置目的	市内の恵まれた自然とのふれあいの場を提供し、市民その他使用者の心身の健全な発達と健康の増進及び観光振興に寄与するため、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置した施設である。

2 指定管理者公募の概要

募集期間	令和6年8月20日～令和6年9月30日
指定管理者が行う業務等	(1) 施設の庶務及び財務に関すること。 (2) 施設の管理運営及び利用計画に関すること。 (3) 施設の使用許可及び利用料金に関すること。 (4) 施設の設備等維持管理及び操作に関すること。 (5) 災害時の安全確保に関すること。 (6) 交流人口の増加・施設利用の推進に関すること。 (7) 誘客宣伝活動に関すること。 (8) アンケート調査に関すること。 (9) 研修等に関すること。 (10) 自主事業の実施に関する業務 (11) その他施設の管理運営に必要なこと。
指定管理者の選定基準	(1) 市民その他使用者の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (5) その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項
指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 審査方法及び選定委員会等

審査方法	・提出された申請書等について、市が募集要項に示した資格要件の適否を審査する。 ・えびの高原キャンプ村指定管理候補者選定委員会を設置し、選定委員会に置いてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定基準に基づき申請内容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査する。 ・選定委員会各委員の持ち点100を満点とし、選定委員全員の
------	--

	評価点満点（５００点）の６割（３００点）を最低基準点とする。
指定管理候補者 選定委員会	委員長 えびの市副市長 委員 えびの市総務課長 外部の有識者（税理士） 市長が適当と認める者 市長が適当と認める者
審査項目・配点	・市民その他使用者の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。（１５点） ・施設の効用を最大限に発揮するものであること。（３０点） ・施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（２０点） ・施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（２３点） ・その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項（１２点） 合計１００点

４ 審査結果等

申請者		３者
審査結果		書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、総合的な評価を行った。 総合評価の採点結果は、次のとおり 候補者：株式会社アイロード・プラス（３８８点）
選 定 結 果	指定管理候補者	株式会社アイロード・プラス
	選定理由	選定委員会の審査の結果、委員全員の総合計得点が最上位の点数であるとともに、最低基準点（３００点）をみたしており、当該事業者について、市が示した募集要項や仕様書を理解し、当該施設の設置目的に沿った運営方針を提示し、緊急時の危機管理体制構築や予防及び訓練を重要視しているほか、周辺地域や施設との連携も図るなど、施設としてのサービスの向上や設置目的を達成できると見込まれる点が評価され、選定に至ったものである。

(採点)

応募事業者	基本選定基準	配点	採点					得点
			委員 ①	委員 ②	委員 ③	委員 ④	委員 ⑤	
株式会社アイロード・プラス	市民その他使用者の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。	15	12	11	12	13	15	63
	施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	19	22	22	21	30	114
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20	12	12	13	13	18	68
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	23	16	16	19	17	22	90
	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	12	10	9	10	12	12	53
	合 計	100	69	70	76	76	97	388
応募者A	市民その他使用者の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。	15	14	11	14	12	11	62
	施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	23	26	24	21	20	114
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20	13	12	13	15	12	65
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	23	19	15	20	17	15	86
	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	12	11	9	11	11	8	50
	合 計	100	80	73	82	76	66	377
応募者B	市民その他使用者の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。	15	9	8	13	10	10	51
	施設の効用を最大限に発揮するものであること。	30	14	17	18	16	17	82
	施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	20	9	8	7	10	8	42
	施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。	23	11	12	12	12	13	60
	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	12	8	8	11	8	8	43
	合 計	100	51	53	61	56	56	277